

平成30年度第3回浜松市都市計画審議会の開催について

平成30年度第3回浜松市都市計画審議会を下記のとおり開催いたします。

記

日時 平成31年2月6日（水） 14時30分から

場所 浜松市役所北館1階 101・102会議室

議案 第1号議案 浜松都市計画汚物処理場の変更
第2号議案 浜松都市計画地区計画の変更
第3号議案 特殊建築物の敷地の位置について

※ 会議は浜松市附属機関等の会議の公開に関する要綱第3条第1項により原則公開ですが、同要綱第4条第1項により、会議の公開・非公開は会議の冒頭で当該会議の議を経ることになっているため、一部非公開となることもありますのでご了承ください。

市町村都市計画審議会

- ・都市計画法によりその権限に属された事項を調査審議し、及び市町村の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議する。
- ・都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。

平成30年度第3回浜松市都市計画審議会案件概要

議案番号	案件の概要	大臣同意	知事協議	備考
1	浜松都市計画汚物処理場の変更 浜松市一般廃棄物処理基本計画に基づき進められた施設の統廃合により休止された、浜松市浜北クリーンセンターと浜松市細江し尿処理センターの都市計画を廃止する。	—	要	
2	浜松市都市計画地区計画の変更 法律改正などに伴い地区計画を変更する。 (和地地区計画、浜北新都市地区計画)	—	—	
3	特殊建築物の敷地の位置について 建築基準法第51条ただし書きの規定により、都市計画審議会の議を経る必要がある特殊建築物（一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設）の敷地の位置を特定行政庁に答申する。	—	—	